

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第4号、多度津町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、藤原君。

福祉保健課長（藤原 安江）

議案第4号、多度津町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、「児童福祉法」の改正及び「子ども・子育て支援法」の制定により、本町の「保育の実施に関する条例」の所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、子ども・子育て支援新制度において、小学校就学前の子どもについて「保育の必要性」の有無を3つの区分に分けて認定し、使える施設などを決定するしくみとなったこと。また「保育の必要性を判断する項目」に児童虐待のおそれがあることや配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められることなども追加されたこととございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

4ページをお開きください。

アンダーラインの箇所が今回改正しようとする部分でございます。

まず、4ページの上段部分をご覧ください。

題名を「多度津町保育の利用に関する条例」に改め、第1条中に「子ども・子育て支援法」を追加しようとするものでございます。

第2条の見出しを（保育の認定）に改め、同条第1項は、「認定区分」について、第2項は、保育を必要とする子どもの認定について、「保育に欠けると判断する該当項目」について定めるものでございます。

5ページをご覧ください。

上段部分に従前の第1号・第2号を削り、第1号「昼間以外の就労について」定め、下段部分、第6号「求職活動中であること」、又第7号「就学中であること」。

6ページをお開きください。

第8号「職業訓練を受けていること」第9号「児童虐待が疑われること」第10号「配偶者からの暴力が疑われる場合」第11号「育児休業中の継続利用について」の項目を追加しようとするものです。

第3条につきましては、新しい認定制度の導入により、「保育必要量の認定」について定め、8ページをお開きください。

第4条「保育の利用」保育所等の利用に係る優先度を踏まえてその利用を調整

する措置を行うこととなったことなどを定めようとするものです。

3ページにお戻りください。

附則としまして、この条例（案）は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用しようとするものです。

以上で、議案第4号の提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。